

行政不服審査に係る標準審理期間を定めることについて

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第16条の規定に基づき、市長が審査庁となる審査請求の標準審理期間(審査請求が審査庁の事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間)及びその公表の方法を次のとおり定める。

- 1 標準審理期間 6月(ただし、審査請求に不備がある場合の補正に要する期間及び口頭意見陳述その他審理関係人の審理手続の申立ての有無によって変動する期間を除く。)
- 2 公表の方法 審査庁の事務所(総務部法制契約課)に備え置くとともに、那覇市ホームページに掲載するものとする。

付 則(平成29年3月23日総務部長決裁)

この定めは、平成29年4月1日から施行する。